

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和4年12月7日(2022.12.7)

【公開番号】特開2022-10261(P2022-10261A)

【公開日】令和4年1月14日(2022.1.14)

【年通号数】公開公報(特許)2022-006

【出願番号】特願2021-184625(P2021-184625)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/06 (2012.01)

10

【F I】

G 06 Q 30/06 300

【手続補正書】

【提出日】令和4年11月29日(2022.11.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

E C の海外への提供を支援するための支援方法であって、

E C サイトの第1のウェブページであって、ある商品を販売するための第1のウェブページにアクセスしたユーザーの所在国を判定するステップと、

前記ユーザーのユーザー端末のウェブブラウザを、前記 E C サイトから、前記 E C サイトを提供する第1のサーバとは異なる第2のサーバであって、前記 E C サイトから1又は複数の商品の代理購入を行う者の第2のサーバにより提供される第2のウェブページに転送させるためのボタン又はバナーを表示させるステップと

を含み、

前記第2のウェブページは、前記ある商品を購入する旨を前記第1のウェブページで指定された個数又はサイズとともに通知するためのページであり、

前記ボタン又はバナーは、前記所在国に配送可の場合に表示される。

30

【請求項2】

請求項1に記載の支援方法であって、

前記ボタンは、前記第1のウェブページの下部に表示される。

【請求項3】

請求項1又は2に記載の支援方法であって、

前記判定は、前記ユーザー端末に割り当てられたIPアドレスに基づいて行う。

【請求項4】

コンピュータに、E C の海外への提供を支援するための支援方法を実行させるためのプログラムであって、前記支援方法は、

E C サイトの第1のウェブページであって、ある商品を販売するための第1のウェブページにアクセスしたユーザーの所在国を判定するステップと、

前記ユーザーのユーザー端末のウェブブラウザを、前記 E C サイトから、前記 E C サイトを提供する第1のサーバとは異なる第2のサーバであって、前記 E C サイトから1又は複数の商品の代理購入を行う者の第2のサーバにより提供される第2のウェブページに転送させるためのボタン又はバナーを表示させるステップと
を含み、

前記第2のウェブページは、前記ある商品を購入する旨を前記第1のウェブページで指

40

50

定された個数又はサイズとともに通知するためのページであり、

前記ボタン又はバナーは、前記所在国に配送可の場合に表示される。

【請求項 5】

E C の海外への提供を支援するための装置であって、

E C サイトの第 1 のウェブページであって、ある商品を販売するための第 1 のウェブページにアクセスしたユーザーの所在国を判定し、

前記ユーザーのユーザー端末のウェブブラウザを、前記 E C サイトから、前記 E C サイトを提供する第 1 のサーバとは異なる第 2 のサーバであって、前記 E C サイトから 1 又は複数の商品の代理購入を行う者の第 2 のサーバにより提供される第 2 のウェブページに転送させるためのボタン又はバナーを表示させ、

前記第 2 のウェブページは、前記ある商品を購入する旨を前記第 1 のウェブページで指定された個数又はサイズとともに通知するためのページであり、

前記ボタン又はバナーは、前記所在国に配送可の場合に表示される。

10

20

30

40

50